

13 松財第 000584 号  
平成 25 年 11 月 6 日

各部課（室、局）長

総 務 部 長

平成 26 年度予算編成について

このことについて、別紙「平成 26 年度の予算編成について」のとおり予算の編成方針を定めたので、主管の長は、かかる予算編成方針に基づき、必要な書類を作成し、指定する期日までに財務課長を経て提出するよう、市長の命により通知する。

## 平成 26 年度の予算編成について

我が国経済は、景気が緩やかに回復、物価の動向もデフレ状況ではなくなりつつあり、先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される一方、海外景気の下振れ等が我が国の景気を下押しするリスクに留意が必要であるとされている。こうした中で、消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、政府として速やかに規制・制度改革、投資減税、所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の廃止、給付措置を含めた 5 兆円規模の新たな経済政策等に取り組み、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとするとしている。

国の平成 25 年度当初予算においては、税収が 1986（昭和 61）年前後の規模の 43.1 兆円にとどまる一方、公債金収入については「当初予算では 4 年ぶりに税収が公債金を上回る状態を回復」とされながら、実際には年金特例公債金 2.6 兆円と合わせ 45.5 兆円にものぼり、このうちいわゆる赤字国債が 87.3%の 39.7 兆円を占めている。このことを受け、平成 25 年度末の国の普通国債残高は一般会計税収の約 17 年分である 750 兆円に達すると見込まれている。

こうした中、平成 26 年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）、「平成 26 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）等に基づき、平成 25 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視するとともに、「中期財政計画」に定める一般会計の基礎的財政収支の改善目標を達成できる範囲内で「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置することとされた。

一方、本市の財政（平成 24 年度普通会計決算等）は、引き続き超高齢社会への移行を反映し、介護保険事業及び後期高齢者医療事業への繰出金の増加が著しく、これまでの努力による公債費の減額とその他経常経費の抑制により、わずかな経常収支比率の上昇にとどめることができたところであり、財政構造的には依然として硬直的である。この傾向は今後も継続するものと予想される。平成 26 年度は、消費税及び地方消費税の税率引上げにより、歳入歳出ともに影響があるが、双方の増額分が均衡するように、地方財政対策が講じられるものと考えられる。所要一般財源においては、公債費で約 2 億円の削減を見込む一方、消費税及び地方消費税の税率引上げによる影響を除いたとしても、一部事務組合の分担金、公共下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業への繰出金において、その削減額を上回る増額が見込まれる。

地方財政対策については、平成 8 年度以来連続して生じている地方の大幅な財源不足について、これまで国と地方のいわゆる「折半ルール」が適用されてきたが、この措置は平成 25 年度までとされており、平成 26 年度以降の地方財源不足に対する補填ルールは白紙であるほか、地方財政計画上の「歳出特別枠」の扱いも焦点となっている。また、車体課税の一部、償却資産課税及びゴルフ場利用税の廃止、並びに、法人所得課税の実効税率の引下げなど、地方財政に大きな影響のある要望が議論されており、予断を許さない状況である。

以上のことを踏まえ、本市の喫緊の課題に対して迅速かつ柔軟に対応するよう、下記のとおり平成 26 年度予算編成に当たっていただくとともに、直ちに、今後想定される普通交付税の合併算定替の終了に伴う一般財源の縮小と、超高齢社会等を反映した所要一般財源の増額に同時に対応するため、財政規模と経常経費の縮小に努められたい。

## 記

### 1. 基本的事項

- (1) 必ず一年間の歳入・歳出を網羅した年間総合予算として、遺漏のないよう要求すること。したがって、予算の補正については、制度改正、災害復旧費、義務費の不足等、特に緊要となった経費の支出等にかかるものを除き、原則行わないものとする。
- (2) 組織機構改革が予定されている場合、歳入については説明レベル、歳出については要求事業レベルが新しい課単位で区分できるよう整理するとともに、歳出においては、それらができるだけ款項目の「目」でまとまるように設定すること。
- (3) 歳入については、できる限り特定財源の確保を図ること。また、自主財源の確保に努め、特に、収入未済額については、早期にその実態を把握したうえで解消に努め、不納欠損が生じることのないよう所要の処分等を実施すること。
- (4) 事務・事業に関しては、「松阪市行財政改革大綱アクションプラン」に「税を投入すべきものを見極める」ことを基本的な考え方として、不断の取組みとして全事業を見直していくものとしている。このことから、「そもそもの必要性」、「行政の関与の必要性」、「効果的・効率的な実施手法」、「実施規模の妥当性」の事業仕分けの視点を重視する中で、新規事業はもとより過去からの継続事業についても、施策の目標達成に対する優先性や貢献度、費用対効果が明確に説明できる事業とすること。新規事業については、原則として期限を設定し、後年度の負担を明らかにしたうえで要求すること。また、既存事業の要求に当たっても、可能な限りその目標達成の年次等の終期を明確にすること。
- (5) 重要施策については、現在並行して策定中の新しい「基本計画」と「実施計画（平成 26～29 年度）」を踏まえ、関係部局等と十分な調整を行ったうえで、予算要求すること。
- (6) 新規事業及び既存事業にかかる事業費の増額については、原則としてスクラップ・フォー・ビルドにより、所要の財源を捻出すること。また、基本的には、組織や人員等の縮小を前提に、その実施方法を充分検討すること。
- (7) 国・県・市・民間の事業主体及び経費負担の区分については、法令等に準拠して明確にし、適正化に努めること。
- (8) 議会及び監査委員の指摘事項については、その内容を精査検討し、予算に反映させること。
- (9) 事業仕分けで判定された事業については、それぞれの対応方針のロードマップに基づき、要求等すること。
- (10) 事業の実施方法において、「行財政改革大綱」に基づき、市民が参加し、達成感を得られるような、あるいは、地域の力と多様性を結集できるような工夫を凝らすこと。
- (11) 消費税及び地方消費税については、新税率で見積もること。また、業者等との変更契約や指定管理者との変更協定は平成 26 年 4 月 1 日付けで行うものとし、必要に応じ債務負担行為を設定すること。
- (12) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆる「障害者優先調達推進法」）が施行されている。本市においても「松阪市障がい者就労施設等優先調達方針」が制定されている。物品等の調達に当たっては、公平性・競争性に留意しつつ、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めること。
- (13) 今後の国の動向については大きな変化が予想されるところであるが、当面は、現在判明している範囲での予算編成を進めることとする。今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、その動向についての的確に把握したうえで、適切な対応を図ること。

## 2. 歳入に関する事項

### (1) 分担金及び負担金

分担金の根拠は必ず条例に、負担金の根拠は必ず法令になければならず、ともに特定財源となるものである。このことから、「分担金及び負担金」の目・節区分は、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。積算においては、根拠法令、受益の範囲と限度を明示にすること。

### (2) 使用料及び手数料

使用料及び手数料の根拠は必ず条例になければならず、原則として、占用料を除き、特定財源となるものである。このことから、「使用料及び手数料」の目・節区分も、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。積算においては、根拠条例を明示し、平成26年4月1日施行の改正条例に基づき見込むこと。

### (3) 国・県支出金

・国・県の区分に注意すること。すなわち、国庫支出金が県の歳入歳出予算に計上され、しかる後に本市に交付される場合は、県支出金として取り扱うこととなるものである。

・負担金・補助金・委託金の区分に注意すること。すなわち、負担金は地方財政法第10条、第10条の2、第10条の3に分類され、必ず個別法令に定められているほか、委託金は地方財政法第10条の4に例示され、補助金は地方財政法第16条に分類される奨励的・財政援助的性格を持つものである。

・いずれも、当該支出金の対象となる事務または事業に対する当該地方団体の支出を要件として、その財源の全部または一部として交付されるものであり、施越事業にかかるものを除き、特定財源である。このことから、国・県支出金の目・節区分も、それぞれ歳出予算の款・項区分に対応させること。

・県支出金においては、国支出金と連動するものである場合、必ず「国庫〇〇金と連動」と積算に記載すること。

・県が国庫負担金を受けて本市に県支出金を交付する場合に、法令の負担の根拠とは別に任意で単独補助をプラスするような場合は、当該単独補助分は、県負担金とは別に県補助金に区分して計上すべきものである。

・特に補助金については、必要度・緊急度を充分検討するとともに、単年度及び将来の一般財源負担等も考慮しつつ、国県補助金の適切な確保に努めること。また、国・県の予算編成過程における補助対象事業、補助基本額、補助率等の状況に充分留意すること。

・平成26年度の補助要望を行う場合は、必ず財務課長等との事前協議のうえ、合議すること。

・各府省等の概算要求において、補助金等総額の削減がなされているものについて、その動向に留意し、充分把握しておくこと。なお、地方の事務事業として同化または定着したということから国庫補助制度として廃止され、普通交付税の基準財政需要額に算入される場合はともかく、単に国・県の側の事情によって廃止または縮減されたものについては、事業そのものを廃止または縮減することとし、一般財源への振替は行わないものとする。また、補助率が引き下げられたもので地方団体が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、地方団体の負担が任意のものについては、国・県負担減に対する一般財源の継ぎ足しはしないものとする。

### (4) 繰入金

充当可能な基金の活用に努めること。特に、指定寄附基金に積み立てた寄附金は、寄附者の意向に沿うよう早期に繰り入れること。

### (5) 市債

起債の意義を充分理解し、市債充当事業の厳正な選択を行うこと。すなわち、例えば義務教育施設のよ

うに将来長い間にわたって効果を生ずるものがあるが、そのような施設を建設するのに、現在の住民だけが一切の負担を負うのは不合理であるから、あえて将来の住民にも負担させるような方法で財源調達をしようとするものであり、経費負担公平の原則から起こすものである。予算計上にあたっては、設計書等により、起債対象経費を明確に示したうえで要求すること。

### 3. 歳出に関する事項

#### (1) 人件費

その他各種委員等の報酬については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の整備も合わせて、計上すること。

#### (2) 扶助費

市単独の扶助費では、事業を行うことによって住民の間の所得再配分を行うこととなるが、そのことが住民の多くから許容されるだけの必要性、緊要性があるか、社会経済情勢の変化から見て、現在においても必要な施策か、その施策を行っていることが、かえって個人や家庭の向上意欲を失わせたり、地域社会における互助や連帯の気運を醸成していくうえでの障害となっていないか、といった点に留意し、計上すること。また、根拠法令を明示すること。

#### (3) 賃金及び賃金共済費

業務内容、人員などを精査し、職員課と充分協議のうえ、計上すること。賃金を支給される職員については、一定期間を定めて雇用される臨時的な勤務態様であり、長期間継続するようなことなく、業務量の変化等に対応できるようにすることが肝要である。職員課に非常勤職員雇用計画書を提出する際には、過去の実績にとらわれず雇用の必要性について再検討し、繁忙期に限定するなど雇用人数の削減、雇用期間の縮減を図ること。

#### (4) 旅 費

・費用弁償とは、職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、支給対象は概ね「節1 報酬」の受給者の範囲と一致し、役務の対価ではなく、実費弁償の性格を持つものである。議会の議員に対する実費の弁償その他講師等の招聘に係る旅行の旅費である。

・普通旅費とは、具体的な事業の目的に必要とされる旅費ではなく、通常の業務によるものとする。

・特別旅費とは、普通旅費に該当しないおおむね特定の事務事業の執行に伴う旅費をいい、ほとんどのものがこれに該当するものと思われる。予算要求時点で目的が一定程度具体的に特定されていることから、目的、行き先、日程、人数及び回数等について記載すること。

・全国規模の各種大会や総会への出席旅費は、原則として認めない。

#### (5) 燃料費、光熱水費

・料金改定への対応に留意するとともに、エコフィスアクションプログラムまつさかの取組み（冷暖房設備の運転時間は執務時間内とし、昼休みは運転を停止する。また、エアコンのある部屋・施設は、夏28℃、冬20℃を目安に運転管理を行う等）に基づいた平成24年度実績または平成25年度使用量を基準に見積もること。特に電気使用量においては、震災後の節電対応を前提に積算すること。

・車両関連のガソリン代等については、財務課の通知（全体掲示板）に基づき計上すること。

#### (6) 修繕料 or 工事請負費

・修繕を行わないことにより使用年数が短縮されるようであれば、積極的に行うべきである。各施設の現況を十分に把握し、適正な維持管理に努めるとともに、修繕計画を作成したうえで緊急性・必要性等が高いものから実施するなど、計画的・効率的な対応を図ること。

・土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費で契約によるものが工事請負費、備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替えの費用及び家屋等の小修繕で工事請負費に至らないものが修繕料とされている。

・工事請負費か修繕料かは、資産の形成（耐用年数の延長含む。）か否かで区分する。

#### (7) 委託料

測量・設計・計画策定等業務ノウハウの蓄積・継承のために、安易な外注・業務委託を見直すこと。必要な場合は、委託すべき業務の内容・範囲等を細部まで精査し、その必要性、委託の範囲（何を委託するか）、委託の理由（なぜ職員ではできない、あるいは、すべきでないか）及び費用対効果を明確にしたうえで要求すること。

#### (8) 備品購入費 or 消耗品費

備品とは「その性質又は形状を変えなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものであり取得時の単品での取得価格（取得価格がないものにあつては評価価格）が1万円以上のもの」等である（松阪市物品管理規則第3条第1項第1号）ので、かかるもので単品での予定価格が1万円以上のものについては、備品購入費で要求すること（入札等の結果、1万円未満になれば、必要に応じ流用し、消耗品費で執行すること）。なお、学校その他の教育機関の用に供する物品については、「松阪市立小中学校・幼稚園備品管理規程」に拠ること。また、原則として、使用に耐えない買換え備品のみ要求すること。

#### (9) 負担金、補助及び交付金

・負担金とは、一般的には法令または契約に基づいて、国または地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。このほか、本市が構成または加入している各種団体に対する会費等や講習会の受講料も負担金に区分される。各種団体への負担金について、決算における繰越金が多額に出ているものは縮減を図ること。

・一部事務組合等の負担金（建設事業に係るものを含む。）についても、当然のものとしてその額を受け止めるのではなく、能動的に組合等の運営に参画し、本来の組合等設立の趣旨でもある効率的な運営を行い、負担金の軽減に努めること。

・補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認められる場合に限り、対価なくして支出するものである（地方自治法第232条の2）。この「公益上必要がある場合」の公益とは、社会的見地からケースバイケースで認定するべきで、その認定権者は市長及び議会であるが、その認定として全くの自由裁量行為ではないので、客観的にも公益上必要であると認められなければならない（昭28.6.29行実）。また、憲法第89条により、公金支出として「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に支出することは禁止されているので注意すること。

・交付金とは、法令等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定または私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。例としては、都道府県が市町村に対して交付する利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金等があり、市町村の事務で想定されるものはないと思われる。

・平成22年11月に定めた『補助金等に関する基本方針』に基づき、平成25年度をもって終期を迎える補助金等が多いものと思われる。新規及び変更するものは、交付要綱案と合わせて要求すること。

#### 4. 債務負担行為

実施等が決定しているもので、積算が可能であれば、当初予算で計上すること。また、債務負担行為に基づく執行力は、当該債務負担行為設定年度に限られ、年度経過後に当初の債務負担行為に基づき変更契約を締結することはできないので、その場合は増額分及びその期間に係る新たな債務負担行為を設定すること。

#### 5. 特別会計

特別会計については、法令上特に定めのあるものを除き、財源不足額を一般会計の繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡維持を基本方針とし、上記一般会計の考え方に準じて見積もること。

#### 6. その他

予算要求基準、予算見積書の積算等注意点、ヒアリング時の注意点、財務会計システム入力についての注意点は、別紙<1><2>を参照のこと。

#### 7. 予算編成の日程及び提出する様式等

##### (1) ヒアリング等日程について（予定）

部長ヒアリング：平成 25 年 12 月 13 日（金）～27 日（金）

市長・副市長ヒアリング：平成 26 年 1 月 7 日（火）～20 日（月）

##### (2) 提出書類について（①～⑦ごとに綴じ、①～⑥は各 9 部、⑦は 1 部）

※提出期限までに提出するもの

※ヒアリング時に提出もの

① 当初歳入予算要求書

⑥ 政策・事業等説明資料【二次のみ】

② 当初歳出予算要求書 一次

⑦ 補助金交付要綱案【新規のみ】

③ 当初歳出予算要求書 二次

④ 継続費見積書

※データで提出するもの

⑤ 債務負担行為見積書【新規のみ】

⑧債務負担行為見積書【継続のみ】

※①・②・③の様式は、財務会計システムによる。④・⑤・⑥・⑧の様式は、グループウェア共通文書フォルダに掲載の様式とする。

※⑤・⑧債務負担行為見積書の作成にあたっては、必ず共通文書フォルダ内の記入例を参照すること。

※⑥政策・事業等説明資料は、議会基本条例第 9 条第 2 項に係る説明資料で、議案とともに提出されることがある。従前の「予算要求の事業説明」「新規事業の概要」に代わるものなので、作成上注意すること。

※⑧については、ファイル名「〇〇課 債務負担行為継続分」として、回覧板で提出すること。

(3) 提出期限 平成 25 年 12 月 6 日(金) 午後 5 時 厳守

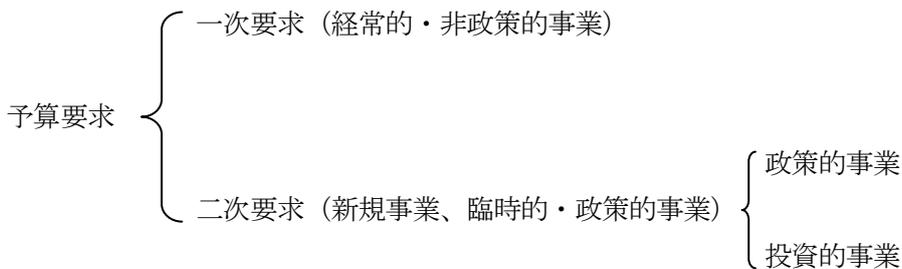
(4) 提出先 財務課財政係

## 予算要求基準

別途通知する「各部局の事業費の枠配分」以内で見積もること。なお、経費区分ごとの要求基準（事業費）は、下表を目安とする。

| 経費区分       | 要求基準（事業費）                             |
|------------|---------------------------------------|
| 人件費・公債費    | 所要額【配分しない】                            |
| 扶助費        | 平成 25 年度決算見込みの範囲内【配分しない】              |
| 積立金        | 所要額【配分しない】                            |
| 繰出金・一組分担金等 | 予算編成方針に則った所要額【配分しない】                  |
| 投資的経費      | 実施計画予定額の範囲内                           |
| その他の経費     | 平成 25 年度当初予算額に消費税及び地方消費税増額分を加味した額の範囲内 |

## 予算要求の分類



- 一次要求【総務部長ヒアリング対象】
  - ・一般事務費・施設維持管理費等の経常的事業のほか、非政策的な事業
- 二次要求【市長・副市長ヒアリング対象】
  - 政策的事業
    - ・新規事業
    - ・市独自の事業（市単扶助費など）
    - ・建築物等にかかる大規模な修繕
    - ・経常的な経費にあつて、制度改正など事業内容が大幅に変更になるもの
    - ・政策的要素の高いもの 等
  - 投資的事業
    - ・新規事業
    - ・普通建設事業（建設補助金、県施行負担金を含む）、災害復旧事業
    - ・1 件 100 万円以上の備品購入費